

返戻金制度に関する規定

紹介先が支払いをした後、採用された求職者がその責に帰すべき事由に基づき退職した場合は、紹介元は受け取った紹介手数料のうち次の金額を紹介先に払戻しする。

- 【1】 1週間未満の場合・・・当初受領金額の100%
- 【2】 1ヶ月未満の場合・・・当初受領金額の60%
- 【3】 2ヶ月未満の場合・・・当初受領金額の40%
- 【4】 3ヶ月未満の場合・・・当初受領金額の20%